

重要

●医療費控除の申告について●

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書の添付が必要です。必ず、事前に作成したうえで申告会場にお越しください。(領収書は自宅で5年間保存する必要があります。)

医療費控除の明細書が無い場合、医療費控除の申告受付をすることができません。

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)を添付すると、明細の記入を省略できます。

●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に関する 納付済額通知書のお知らせ●

令和6年中に支払った国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料は、社会保険料控除の対象になります。

普通徴収の方(納付書・口座振替の方)

1月下旬に「納付済額通知書」を発送します。

特別徴収の方(年金からの天引きの方)

年金保険者(厚生労働省など)から「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されます。

※遺族年金、障がい年金から天引きされている方は「令和6年分公的年金等の源泉徴収票」が送付されませんので、各担当課へお問合わせください。

問合わせ

◇国民健康保険税(国保年金課 国保賦課担当) ☎84-0661

◇後期高齢者医療保険料(国保年金課 医療福祉担当) ☎84-0652

◇介護保険料(高齢介護課 介護保険担当) ☎84-0649

◇納付済額通知書(収納課 収納担当) ☎84-0624

●税理士による無料税務相談●

日 時 2月17日(月)～21日(金) 9時30分～12時、13時～16時

※混雑状況により受付終了が早まる場合があります。

会 場 東海市立商工センター(東海市中央町)、大府市役所(大府市中央町)

●「住宅借入金等特別控除」申告説明会●

日 時 2月12日(水)～14日(金)

9時～17時(入館可能時間は9時が目安、受付時間は16時まで)

会 場 半田赤レンガ建物(半田市榎下町8番地)

注意事項

◇会場の混雑緩和のため「入場整理券」が必要です。入場整理券は、

国税庁公式LINEによる事前発行または会場での当日配付になります。

◇入場整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いする場合があります。

◇説明会では申告書の作成および提出ができます。

◇駐車場の混雑が予想されますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。



▲国税庁公式 LINE



▲住宅借入金等特別控除を受けられる方へ(国税庁)

国民健康保険加入世帯の所得の申告について

ページ番号 1001807 【問合わせ】国保年金課 ☎84-0661



国民健康保険税は前年の所得をもとに決定しています。そのため、国民健康保険に加入している方や国民健康保険に加入している方がいる世帯の世帯主の方(国保加入の有無問わず)は、所得等が0円の場合や、非課税収入(遺族年金・障がい年金など)のみの場合も適正な課税のため、毎年必ず所得の申告をしてください。

※収入が給与および公的年金のみの方は、支払元から報告書が市に提出されるため、申告の必要はありません。

また、家族等の税法上の扶養親族となっている方も申告の必要はありません。